へ　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）に基づく特定外来生物であるソウシチョウの生息が近年確認されているため、その生息動向の把握に努める。

○環境省告示第八十九号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定に基づき、大山鳥獣保護区の区域内に次のように特別保護地区を指定したので、同条第四項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

指定された特別保護地区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十九年十月三十日

環境大臣　中川　雅治

一　名称

大山特別保護地区

二　区域

鳥取県東伯郡琴浦町、西伯郡大山町及び日野郡江府町の各一部（区域図省略）

三　存続期間

平成二十九年十一月一日から平成三十九年十月三十一日まで

四　特別保護地区の保護に関する指針

(一)　特別保護地区の指定目的

大山鳥獣保護区は、中国地方の最高峰大山を中心とした区域である。周辺の連山や山麓とともに自然の変化に富み、標高七百メートルから八百メートル以上は、冷温帯落葉広葉樹林のブナ天然林が広がり、そこから標高が下がるにつれて、ミズナラ、シデ、イタヤカエデ等の多様な植物が見られる。

このような自然環境を反映して、鳥類は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）に基づく国内希少野生動植物種であり、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧ⅠB類のイヌワシ及びクマタカ並びに絶滅危惧Ⅱ類のハヤブサを始めとする多くの猛禽類や絶滅危惧ⅠB類のヤイロチョウ等、百四十二種が確認されている。また、ゴジュウカラ等の留鳥及びオオルリ等の夏鳥が繁殖している。哺乳類は、天然記念物に指定されているヤマネが生息する等、二十一種が確認されている。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、大山山頂及びそれに連なる山陵部分を中心とする区域については、裾野に広がる広大な日本海型ブナ林の自然林や低木林、ダイセンキャラボク群落、草原植生等が、標高や地形の変化に適合して複雑に生育しており、西日本における自然度の高い貴重な地域として位置づけられる。また、山頂付近には、特別天然記念物に指定されている大山のダイセンキャラボク純林が八ヘクタールにわたって広がるほか、高山植物等の草地、礫地等が分布している。このような多様で自然度の高い植物相を反映して、当該区域は、イヌワシ、クマタカ等の大型猛禽類やヤマネ等の希少な鳥獣にとって、特に良好な生息地となっている。また、冷温帯落葉広葉樹林帯には、ゴジュウカラやオオルリ等の留鳥や夏鳥が豊富に見られるほか、頂上付近は、日本固有種であり本州中部以北で繁殖するカヤクグリやイワヒバリ等の局所的な繁殖地になっている。

このように、当該区域は、大山鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要のある区域であると認められることから、当該区域を鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

(二)　特別保護地区の管理方針

イ　大規模生息地の保護区として、イヌワシ、クマタカ等の希少な大型猛禽類をはじめ、留鳥、夏鳥等の多様な鳥類及び哺乳類を保護するため、適切な管理に努める。

ロ　利用者による鳥類への影響や違法捕獲の防止、制札の維持管理のため、環境省職員や鳥獣保護区管理員による巡視を行う。

ハ　鳥獣に対する餌付け、鳥獣を脅かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息地の影響を防止するため、関係地方公共団体、関係機関と連携協力して、利用者及び地域住民への普及啓発を行う。また、傷病鳥獣の救護を含め連携を図り、その対応にあたる。

ニ　鳥獣保護区管理員等による鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況及び生息環境の把握に努める。

ホ　近年、ニホンジカの生息が確認されており、生態系や林業への影響が懸念されることから、関係地方公共団体、関係機関等と連携協力してモニタリング調査を行うとともに、県が策定する第二種特定鳥獣保護管理計画と整合を取りながら、他の鳥獣の生息にも配慮しつつ、迅速な対応に努め、必要に応じて保全対策を検討する。その他の個体数調整を必要とする鳥獣についても、同様の対応に努める。

ヘ　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）に基づく特定外来生物であるソウシチョウの生息が近年確認されているため、その生息動向の把握に努める。

○環境省告示第九十号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第二項及び第七項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区を変更し及びその存続期間を更新したので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

変更された鳥獣保護区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十九年十月三十日

環境大臣　中川　雅治

一　名称

石鎚山系鳥獣保護区

二　区域

愛媛県西条市、上浮穴郡久万高原町、高知県吾川郡いの町及び同郡仁淀川町の各一部（区域図省略）

三　存続期間

平成二十九年十一月一日から平成四十九年十月三十一日まで

四　鳥獣保護区の保護に関する指針

(一)　鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、愛媛県西条市、上浮穴郡久万高原町、高知県吾川郡いの町及び同郡仁淀川町にまたがって位置しており、愛媛県の中央部に位置する石鎚山を中心とした自然の変化に富んだ地域である。当該鳥獣保護区は、天然林が広く分布し、標高約七百メートルの面河渓谷から千九百八十二メートルの石鎚山山頂にかけて、暖帯林であるカシ林から、モミ・ツガ林、温帯林のブナ林、亜寒帯林であるシラベ林及びダケカンバ林まで変化に富んだ林相が見られ、稜線部にはササ原が発達している。

このような自然環境を反映して、当該区域は野生鳥獣の良好な生息地になっており、特に、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）に基づく国内希少野生動植物種であり、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧ⅠB類のクマタカ、絶滅危惧Ⅱ類のハヤブサ等の猛禽類や天然記念物に指定されているヤマネ等の希少な鳥獣を始めとして、鳥類では九十七種、哺乳類では三十三種の鳥獣が生息している。

このように、当該区域は、行動圏が広域に及ぶ大型の猛禽類を始め多様な鳥類の生息地として重要な区域であることから、当該区域を大規模生息地の保護区として、鳥類の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項に規定する鳥類保護区に指定し、当該区域に生息する鳥類の保護を図るものである。

(二)　鳥獣保護区の管理方針

イ　鳥獣保護区管理員により、鳥獣の生息状況等を把握するための調査を行う。また、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）に基づく特定外来生物であるソウシチョウ等の生息が近年確認されているため、その生息動向の把握に努める。

ロ　利用者による鳥類への影響、違法捕獲の防止及び制札の維持管理のため、環境省職員及び鳥獣保護区管理員による巡視に努めるとともに、傷病鳥獣の救護を含め、関係地方公共団体や関係機関との連携を図り、その対応に当たる。

ハ　ニホンジカによる農林業被害等が発生し始めていることから、県が策定する第二種特定鳥獣保護管理計画と整合を取りながら、他の鳥獣の生息にも配慮しつつ、その対応に当たる。